

第 9 号 議 案

足立区組織条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区組織条例の一部を改正する条例

足立区組織条例（昭和 5 2 年足立区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表資産管理部の部 3 の項中「営繕及び施設の」を「施設の営繕及び」に改め、同表区民部の部中 1 の項から 4 の項までを削り、5 の項を 2 の項とし、同項の前に次のように加える。

1 区税に関すること。

第 2 条の表区民部の部中 6 の項を 3 の項とし、7 の項から 9 の項までを削り、1 0 の項を 4 の項とし、1 1 の項から 1 3 の項までを 6 項ずつ繰り上げ、1 4 の項を削る。

第 2 条の表地域のちから推進部の部を次のように改める。

地域のちから推進部

1 地域のちから推進に関すること。

2 住民自治組織の振興、区民生活の向上及びコミュニティ活動の支援に関すること。

3 多文化共生の推進に関すること。

4 区民事務所に関すること。

5 住区施設に関すること。

6 学童保育に関すること。

7 男女共同参画の推進に関すること。

8 N P O 等公益活動団体の支援に関すること。

9 生涯学習、文化及びスポーツの振興施策の推進に関すること。

1 0 図書館活動の推進に関すること。

1 1 国民体育大会の推進に関すること。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（ 提 案 理 由 ）

組織改正に伴い、部の分掌事務を改める必要があるので、この条例案を提出いたします。